

箕面市介護予防・日常生活支援総合事業 給付等に関するQ & A

◆総合事業の給付に関して下記で解決しない場合は、電子申請「介護予防・日常生活支援総合事業の給付等に関する質問」よりご質問ください。なお、請求エラー等至急対応が必要な場合はお電話にてご連絡ください。

◆以下の内容は令和6年7月18日時点のものです。今後、国がQ & Aを示した場合等に解釈について改めてお示しすることがあります。国の介護サービス関係Q & Aよりご確認ください。

◆総合事業の給付以外については、最下部の【問い合わせ先】を参照のうえお問い合わせください。

◆下記に示す、「訪問介護相当サービス」とは「訪問介護の従前相当サービス」「専門型訪問サービス」「訪問型独自サービス」のことであり、「通所介護相当サービス」とは「通所介護の従前相当サービス」「専門型通所サービス」「通所型独自サービス」のことであり、「訪問型サービスA」とは「基準緩和型訪問サービス」のことであり、「通所型サービスA」とは「基準緩和型通所サービス」のことであり、「通所型サービスC」とは「短期集中型通所サービス」のことです。

No.	分類	質問内容	回答	参考
1	基本報酬	令和6年度の国の改正により、訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの報酬について、「1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）」と「1月当たりの回数を定める場合（1回につき）」、に区分されたが、それぞれの区分についての考え方は。	<p>訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの利用者は、訪問介護・通所介護の利用者と比較して状態が安定しているかが多いと考えられることから、箕面市においては、従来の予防給付どおりの運用（月包括単位）を基本としてきましたが、令和6年度の国の改正内容をふまえ、以下のとおり考え方を整理しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護相当サービス等以外の多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援することが必要な場合で、「月包括単位」にすると必要な組み合わせができない場合は、「月包括単位」ではなく「1回当たり」のサービスの位置付けが可能。</li> <li>●利用者の状態（要支援度等）や生活環境等から、「月包括単位」とした場合のサービス提供回数が過大と考えられる場合は、「月包括単位」ではなく「1回当たり」のサービスの位置付けが可能。</li> <li>●「月包括単位」と「1回当たり」のどちらが適切かは、各利用者に対するケアマネジメントの中で利用者及びサービス提供事業者等の関係者の意見を聞いたうえで判断いただく必要があります。</li> </ul> <p>なお、市が定める基準により費用を算定することとされている訪問型サービスA及び通所型サービスA、通所型サービスCについては、令和6年度報酬改定以前と同じく引き続き「1回当たり」の報酬として定めています。</p>	<a href="#">介護保険最新情報Vol.1210（介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知））</a>
2	基本報酬	令和6年度の国の改正による訪問介護相当サービスの「1月当たりの回数を定める場合（1回につき）」とは月に何回利用する場合に使用するのか。	令和6年度の国の改正により、「月当たり上限」が「回数」ではなく「単位数」になりました。これをふまえ、箕面市においても使用回数を一律に示すことはしません。必要なサービスが必要なかたの選択に基づき提供されるよう調整してください。	<a href="#">介護保険最新情報Vol.1210（介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知））</a>

箕面市介護予防・日常生活支援総合事業 給付等に関するQ & A

令和6年7月18日

No.	分類	質問内容	回答	参考
3	基本報酬	訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスについて、月額報酬（月包括単位）として介護予防ケアマネジメント計画を作成したが、利用実績が計画より少なくなった場合、回数払いの報酬に変更し請求すべきか。	利用者都合により利用実績が計画より少なくなった場合は、計画上の報酬区分での請求が可能です。 なお、利用者の心身状況が変わった場合は、必要に応じ計画を見直す等行ってください。	<a href="#">「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）」第3の2訪問型サービス費の（2）</a>
4	基本報酬	訪問介護相当サービスについて国が示すサービスコード中「サービス内容略称：訪問型独自短時間サービス」の「短時間」とは何分か。	箕面市においては、当該サービスの単位数が要介護者に対する訪問介護の訪問介護費(身体介護中心)「所要時間20分未満の場合」と同じであることをふまえ、訪問介護相当サービスの「訪問型独自短時間サービス」は「身体介護が中心である所要時間20分未満のサービス」と考えています。	<a href="#">指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表1のイ、介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表1の4</a>
5	基本報酬	月額包括報酬の日割り請求はどのような場合に行うのか。	訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの月額包括報酬の日割り請求が必要な場合については、箕面市のホームページ「箕面市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業について（事業者向け情報）」中の「訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス（全国統一）」に掲載する「資料9 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」をご覧ください。	<a href="#">箕面市ホームページはこちら</a>
6	基本報酬	通所型サービスAにおける「送迎あり・なし」の考え方は。	通所型サービスAについては、箕面市として、以下のいずれかに該当する場合を「送迎あり」としています。 ・事業所の車両で送迎を行った場合 ・事業所職員が徒歩で付き添い送迎を行った場合 ・車両または徒歩で片道だけの送迎を行った場合 往復とも送迎しなかった場合や、通所型サービスA事業所と同一の建物に居住又は同一の建物から通う者にサービスを行う場合は「送迎なし」です。 なお、ケアマネジメント計画作成時に、送迎が必要なかかどうかを確認し関係者で共有するとともに、通所型サービスA事業所においては日々のサービス提供記録に送迎の有無を合わせて記録してください。	

No.	分類	質問内容	回答	参考
7	減算	<p>通所介護相当サービスにおける送迎減算の考え方は。</p> <p>①通所介護相当サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、予定していた通所介護相当サービスの提供が行われなかった場合</p> <p>②通所介護相当サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、通所介護相当サービスの提供は行われたが、送迎が行われなかった場合（予定していた送迎が中止となった場合を含む）</p>	<p>国が示すとおり、通所介護相当サービスにおいては、事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎を実際に行っていたかを確認の上、送迎を行っていない場合は送迎減算が適用されます。</p> <p>①については、通所介護相当サービス自体の提供が行われていないため、送迎減算は適用されません。一方で、②はサービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎が行われていないため、送迎減算が適用されます。</p>	<p><a href="#">介護保険最新情報vol.1263「令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (Vol.6) (令和6年5月17日)」</a> 問8</p>
8	加算	<p>通所型サービスAにおける軽度化加算（市独自加算）の加算算定月はいつか。</p>	<p>軽度化前最終利用月です。</p> <p>例えば、4月10日に要介護認定の区分変更申請等を行い5月10日に要介護認定の結果、軽度化したことが分かった場合、3月が軽度化前最終利用月となりますので、3月分の請求として軽度化加算分を請求してください。（※但し、軽度化加算の請求前に、高齢福祉室へ軽度化加算算定届出書を提出し受理されることが必要です。）</p> <p>軽度化前最終利用月の請求を終えた後に当該加算の算定を行う場合は、お手数をおかけしますが当該月分の過誤請求手続きをお願いします。</p>	
9	加算	<p>介護予防ケアマネジメントAにおける初回加算について、以下の場合、算定して良いか。</p> <p>①利用者が訪問介護相当サービスから訪問型サービスAへ移行した場合、利用者が通所介護相当サービスから通所型サービスAへ移行した場合</p> <p>②利用者が訪問型サービスAから訪問介護相当サービスへ移行した場合、利用者が通所型サービスAから通所介護相当サービスへ移行した場合</p>	<p>箕面市においては、介護予防ケアマネジメントAにおける初回加算は、介護予防支援における初回加算と同様に、新規で介護予防ケアマネジメント計画を作成する手間を評価するものとして位置付けているため、Qにあるようなケース（総合事業の中（要支援・事業対象者）での移行）の場合は算定できません。（なお、要介護から要支援、または、要介護から事業対象者となった場合は、新たなアセスメント等を要するため算定できません）</p>	<p><a href="#">介護保険最新情報vol.1245「令和6年度介護報酬改定に関するQ&amp;A (Vol.3) (令和6年3月29日)」</a> 問7</p>

箕面市介護予防・日常生活支援総合事業 給付等に関するQ & A

令和6年7月18日

No.	分類	質問内容	回答	参考
10	加算	介護予防ケアマネジメントAについて、地域包括支援センターから委託を受ける居宅介護支援事業所が変更になった場合、変更後の居宅介護支援事業所は初回加算を算定してよいか。	箕面市においては、委託する事業所が変更となっても、介護予防ケアマネジメントとしては初回ではないため、初回加算を算定することはできません。 (国が示す介護予防支援の取り扱いと同様です)	<a href="#">18.3.27介護制度改革informationvol.80平成18年4月改定関係Q&amp;A(vol.2)</a>
11	加算	介護予防ケアマネジメントAについて、地域包括支援センターが既に初回加算を算定したあと、居宅介護支援事業所に委託した場合、居宅介護支援事業所は初回加算を算定してよいか。	箕面市においては、左記の例の場合、地域包括支援センターにおいて既に初回加算を算定済みであり、介護予防ケアマネジメントAとしては初回ではないため、初回加算を算定することはできません。	
12	加算	介護予防ケアマネジメントAについて、契約期間が終了したものの、その翌日に、再度契約がされた場合については、再度の契約時に初回加算は算定できるのか。	箕面市においては、初回加算については、実質的に、介護予防ケアマネジメントA事業所が初めて利用者に対する対応を行う際に、その手間等を評価するという趣旨であるので、左記のように契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできません。 (国が示す介護予防支援の取り扱いと同様です)	<a href="#">18.3.27介護制度改革informationvol.80平成18年4月改定関係Q&amp;A(vol.2)</a>
13	加算	介護予防ケアマネジメントAにおける初回加算について、新規に介護予防ケアマネジメント計画を作成する場合の「新規」とはどのような場合か。	箕面市においては、契約の有無に関わらず、当該利用者について過去2月以上介護予防ケアマネジメントAを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントA費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防ケアマネジメント計画を作成した場合を指します。 (国が示す介護予防支援の取り扱いと同様です)	<a href="#">21.3.23介護保険最新情報vol.69平成21年4月改定関係Q&amp;A(vol.1)</a>
14	加算	介護予防支援を受けている者が箕面市介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントAに移行した場合は、介護予防ケアマネジメントAの初回加算は算定できるのか。	箕面市においては、要支援者又は事業対象者に対して介護予防ケアマネジメント計画を作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であると考えていることから、新規で介護予防ケアマネジメント計画を作成する手間を評価するものである初回加算は算定できません。	<a href="#">27.4.1介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(平成27年4月1日)」の送付について</a>

No.	分類	質問内容	回答	参考
15	加算	介護予防ケアマネジメントAにおける委託連携加算はどのような場合に算定できるのか。	<p>箕面市においては、国が示す委託連携加算の算定要件を満たしたうえで、下記の場合に算定可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に介護予防ケアマネジメントAを開始する者について、居宅介護支援事業所に委託する場合</li> <li>・地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていたが、途中から居宅介護支援事業所に委託する場合</li> <li>・委託先の居宅介護支援事業所が変更になる場合</li> <li>・管轄の地域包括支援センターが変更となる場合</li> </ul> <p>なお、居宅介護支援事業所へ委託していたが一時委託が中断（サービス利用が中断）となった後、再度同じ居宅介護支援事業所へ委託する場合は、1回目の委託時に委託連携加算を算定していない場合に限り、2回目の委託時に委託連携加算を算定することができます。</p>	
16	その他	箕面市として、利用者の状態（要支援1・要支援2・事業対象者）ごとにサービス利用回数の上限を設けているか。	<p>箕面市においては、以下のとおり利用回数を示しています。</p> <p>&lt;訪問介護相当サービス（国が示すとおり）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護度にかかわらず週1回～2回程度（目安。週2回程度を超える利用も可）</li> </ul> <p>&lt;訪問型サービスA&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護度にかかわらず週2回まで（上限）</li> </ul> <p>&lt;通所介護相当サービス（国が示すとおり）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1及び事業対象者は週1回程度（目安）</li> <li>・要支援2及び事業対象者は週2回程度又は2回を超える程度（目安）</li> </ul> <p>※通所介護相当サービスについては、国により、要支援1または事業対象者で1回当たり報酬を算定する場合は月4回まで、要支援2で1回当たり報酬を算定する場合は月8回までとされていることにご留意ください。</p> <p>&lt;通所型サービスA&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護度にかかわらず週2回まで（上限）</li> </ul> <p>訪問型サービスA及び通所型サービスAについて、週1回とするか週2回とするかは介護度にかかわらず利用者の心身状況等に応じて必要な回数を選定してください。（個々の利用者の日頃の活動量、身体機能、精神面等を総合的に勘案し、個々の利用者に適した介護予防ケアマネジメント計画を作成した結果、同一の要支援認定であっても個々の利用者によりサービスの利用回数が必ずしも一致しないことが想定されます）</p>	

## 箕面市介護予防・日常生活支援総合事業 給付等に関するQ & A

令和6年7月18日

No.	分類	質問内容	回答	参考
17	その他	利用予定の者が給付制限のかかっている者であるが、どのように報酬を請求したらよいか。	給付制限対象者は、介護保険被保険者証の表面「給付制限」欄に「給付額の減額」と記載されているため、把握された場合は、できる限り総合事業利用開始前に高齢福祉室へお電話にてご連絡ください。給付制限のかたについて、訪問介護相当サービスまたは通所介護相当サービスのコードを使用すると、国保連システム上エラーが発生するため、給付制限者用のコードで別途作成し個別にお知らせします。サービスコードを国保連へ登録する日程が決まっているため、ご連絡いただいたときから請求できるまでに2～3ヶ月程度かかることがあります。	
18	その他	介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤の仕方について、教えて欲しい。	箕面市ホームページ「介護保険関連各種申請書」よりご確認ください。	<a href="#">箕面市ホームページはこちら</a>

### 【問い合わせ先】

内容	担当	電話番号
総合事業（給付関連）	高齢福祉室（高齢福祉 G）	072-727-9505
総合事業（事業者指定関連）	広域福祉課（地域密着・総合事業 G）	072-727-9539
総合事業 （自立支援型個別会議への市医療職参加）	高齢福祉室（介護予防 G）	072-727-9505
総合事業 （事業対象者認定、旨の届出関連）	高齢福祉室（介護認定 G）	072-727-9559
総合事業以外（予防給付・介護給付）の給付関連	介護・医療・年金室	072-724-6860